

令和 5 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 79 号議案(追加)

令和 5 年 10 月 5 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 79 号 議 案	副市長の選任について	1

第 79 号議案

副市長の選任について

下記の者を舞鶴市副市長に選任したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記

福 田 豊 明

令和 5 年 10 月 5 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

副市長を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により提案する。

## 参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(副知事及び副市町村長の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市町村長の任期)

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(副知事及び副市町村長の欠格事由)

第 164 条 公職選挙法第 11 条第 1 項又は第 11 条の 2 の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

2 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第 11 条第 1 項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

(副知事及び副市町村長の兼職・兼業禁止及び事務引継)

第 166 条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第 141 条、第 142 条及び第 159 条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

3 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。